

申請業種一覧表 <工事請負>

※許可区分：許可および経審をうけるべき建設業の略号

| 業種名 | 許可区分 | 説明 |
|----------------|--------|--|
| 一般土木工事 | 土 | 土木一式工事 |
| 下水道工事 | 土 水 | 下水道工事 |
| 軌道工事 | 土 | 軌道工事 |
| 水道工事 | 土 水 | 取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、導水路及び浄水場内土木工事、等 |
| 配水管布設工事 | 土 水 | 配水管布設工事(本市上下水道局の登録を受けた配水管施工士を有するものに限る) |
| 建築工事 | 建 | 建築一式工事 |
| とび・土工・コンクリート工事 | と | グラウト工事、フェンス工事、等 (※解体工事を希望の場合は、業種『解体工事』を申請) |
| 道路標識設置工事 | と | 道路標識設置工事 |
| 解体工事 | 解 | 工作物解体工事 |
| 電気工事 | 電 | 電気設備工事、等 |
| 受変電工事 | 電 | 受変電・配電盤工事、等 |
| 屋外照明工事 | 電 | 公園灯、街路灯の工事、等 |
| 特殊電気工事 | 電 通 | 電車線、架線、第3軌条布設工事、地下鉄高圧配線工事、地下鉄地中線工事、鉄道信号設置工事、等 |
| 電気通信工事 | 通 | 電気通信工事、電波障害改善工事、放送設備工事、情報制御設備工事、等 |
| 管工事 | 管 | 給排水・衛生設備工事、冷暖房・空調設備工事、浄化槽設備工事、等 |
| 鋼構造物工事 | 鋼 | 鋼構造物設置工事、歩道橋製作架設工事、橋梁鋼箱桁設置工事、等 |
| 舗装工事 | ほ | アスファルト・コンクリート舗装工事、等 |
| 塗装工事 | 塗 | 一般塗装工事 |
| 区画線設置工事 | 塗 | 区画線設置工事 |
| 機械設備工事 | 機 水 | ポンプ設備工事、ボイラー設備工事、昇降機設置工事、送風機設備工事、等 |
| 水・汚泥処理設備工事 | 機 水 | 脱水設備、污泥焼却炉等設置工事、塩素滅菌装置等設置工事、除塵機・污泥かき寄せ機・散気装置設置工事、等 |
| 計装設備工事 | 機 電 | 計装設備工事、等 |
| 置工事 | 内 | 置工事 |
| 造園工事 | 園 | 植栽工事、公園施設築造工事、遊具施設工事、等 |
| 大工工事 | 大 | 大工工事 |
| 左官工事 | 左 | 左官工事 |
| 石工事 | 石 | 石工事 |
| 屋根工事 | 屋 | 屋根ふき工事 |
| タイル・れんが・ブロック工事 | タ | タイル・れんが・ブロック工事 |
| 鉄筋工事 | 筋 | 鉄筋工事 |
| しゅんせつ工事 | しゅ | しゅんせつ工事 |
| 板金工事 | 板 | 板金工事 |
| ガラス工事 | ガ | ガラス工事 |
| 防水工事 | 防 | 防水工事 |
| 内装仕上工事 | 内 | 内装仕上工事(置工事は別に申請) |
| 熱絶縁工事 | 絶 | 熱絶縁工事 |
| さく井工事 | 井 | さく井工事 |
| 建具工事 | 具 | 建具工事 |
| 消防施設工事 | 消 | 消防施設工事 |
| 清掃施設工事 | 清 | 清掃施設工事 |

- ※1 工事で設置した設備等の保守点検を行う場合は、「業務委託」区分の「保守・点検・修理」にも申請してください。
- ※2 本店等で建設業許可を受けている場合でも、本市に登録する支店等では許可が無い場合(建設許可申請の別表の写しに記載が無い場合)には、当該区分の申請は可能ですが「軽微な工事」として登録されます。
- ※3 ”申請に対応する建設業許可はあるが経審を受けていない”場合は、当該区分の申請は可能ですが「軽微な工事」として登録されます。
- ※4 上記2、3により「軽微な工事」として登録した業種について、後日建設業許可および経営事項審査を受けた場合には、本市への届け出により、登録内容を通常の登録に変更できます。